

別表第1（第7条関係）

消防機関の行う基礎講習

| 項目 | 種別 | | 患者等搬送乗務員基礎講習 (車椅子専用) | |
|--------------|--|----------------|-------------------------|----------------|
| | 患者等搬送乗務員基礎講習 | | | |
| 講習内容 | 1 | 総論 | 1 | 総論 |
| | | 1 時間 | | 1 時間 |
| | 2 | 観察要領 及び応急処置 | 2 | 観察要領 及び応急処置 |
| | | 1 3 時間 | | 9 時間 |
| | 3 | 体位管理要領 | 3 | 体位管理要領 |
| | | 2 時間 | | 1 時間 |
| | 4 | 消防機関 との連携要領 | 4 | 消防機関 との連携要領 |
| | 2 時間 | | 2 時間 | |
| 5 | 車両資器材の消毒 及び感染防止要領 | 5 | 車両資器材の消毒 及び感染防止要領 | |
| | 2 時間 | | 1 時間 | |
| 6 | 搬送法 | 6 | 搬送法 | |
| | 2 時間 | | 1 時間 | |
| 7 | 修了考査 | 7 | 修了考査 | |
| | 2 時間 | | 1 時間 | |
| 講習時間 | 2 4 時間 | | 1 6 時間 | |
| 講師 | <p>講師はいずれかの該当する者とする。</p> <p>1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者。</p> <p>2 応急手当指導員の資格を有する者のうち、応急手当の指導に関して高度な知識、技術と十分な経験を有する者をあてるものとする。</p> | | | |
| 修了考査 実施基準 | <p>修了考査は次の内容とし、80点以上をもって合格とする。</p> <p>1 実技（観察要領と応急処置） 60点</p> <p>2 筆記（消防機関との連携要領） 20点</p> <p>（車両資器材の消毒及び感染防止要領） 20点</p> | | | |
| その他 | 課目の1時間は、45分とする。 | | | |

別表第2（第7条、第9条関係）

基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

| 区分 | 分類 |
|----|--|
| 1 | 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者 |
| 2 | 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。 |
| 3 | 上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。 |

別表第3（第11条関係）

消防機関の行う定期講習

| | | |
|------|--------------------|-----|
| 種別 | 患者等搬送乗務員定期講習 | |
| 項目 | | |
| 講習内容 | 1 観察要領及び応急処置 | 2時間 |
| | 2 体位管理要領 | 1時間 |
| 講習時間 | 3時間 | |
| 講師 | 別記1 消防機関が行う基礎講習と同じ | |
| その他 | 課目の1時間は、45分とする。 | |

別表第4（第16条関係）

患者等搬送自動車及び患者等搬送自動車（車椅子専用）に積載する資器材

| 項 目 | 資 器 材 名 |
|---|--|
| 呼吸管理用資器材 | <ul style="list-style-type: none"> ・バックバルブマスク ・ポケットマスク |
| 保温・搬送用資器材 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷物 ・保温用毛布 ・担架 ・まくら |
| 創傷等保護用資器材 | <ul style="list-style-type: none"> ・三角巾 ・ガーゼ ・包帯 ・タオル ・ばんそうこう |
| 消毒用資器材（車両・資器材用） | <ul style="list-style-type: none"> ・噴霧消毒器 ・各種消毒薬 |
| その他の資器材 | <ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・マスク ・ピンセット ・手袋 ・膿盆汚物入れ ・体温計 |
| <p>備考</p> <p>1 車椅子専用車両について、バックバルブマスク・まくら・敷物・ピンセットの積載は、各事業者の任意とする。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）及び積載する資器材個数は、各事業者の任意とする。</p> | |

別表第5（第17条関係）

消毒実施要領

（1） 消毒の実施要領

| | 血液、嘔吐等による汚染を受けた場合 | 左記以外の汚染の場合 |
|-----|---|---|
| 資器材 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、殺菌 | <ol style="list-style-type: none"> 1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌 |
| 車 内 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄 | <ol style="list-style-type: none"> 1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、ディスポーサブルのビニール手袋等を装着すること。 | |

(2) 消毒の区分及び使用上の注意

| 区分 | 薬品名 | 適用（濃度）等 | 使用上の注意 |
|------|------------|---|---|
| 薬物消毒 | 塩化ベンザルコニウム | 1 手指・皮膚 0.05% ～ 0.1% 2 器具類 0.1% 3 排泄物 1.5% 4 作り方 ・濃度 0.1%の消毒液 (10) 消毒液 (原液 10%) 10cc+990cc | 1 結核菌に対しては有効ではない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血液、汚物等との存在下では著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は十分に洗い落としてから使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。 |
| | クレゾール石けん | 1 手指・皮膚 0.5% ～ 1% 2 器具類 0.5% ～ 1% 3 作り方 ・濃度 1%の消毒液 (10) 消毒液 (原液 50%) 20cc+980cc ・濃度 1.5%の消毒液 (10) 消毒液 (原液 50%) 30cc+970cc | 1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちにふき取り、石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈するとしだいに混濁して沈殿するようなことがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対しては有効ではない。 |
| 薬物消毒 | 消毒用エタノール | 1 手指・皮膚 2 器具類 ※使用する時は必要な分だけ取り出し、原液の濃度をできる限り変化させない。 | 1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長時間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。 3 血液、膿汁等のたんぱく質を凝固させ内部にまで浸透しないところがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落してから使用する。 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂綿等による皮膚あれを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品等の器具は長時間浸漬しないこと。 |
| | 次亜塩素酸ナトリウム | 1 手指・皮膚 0.01% ～ 0.05% 2 器具類 0.02% ～ 0.05% 3 排泄物 0.1% ～ 1% 4 AIDS・HB ウィルス等 (1) 汚染 1% (2) 汚染 (疑) 0.1% ～ 0.5% 5 作り方 ・濃度 1%の消毒液 (10) 消毒液 (原液 6%) 167cc+833cc ・濃度 0.05%の消毒液 (10) 消毒液 (原液 6%) 8cc+992cc | 1 血液、膿汁等は殺菌作用を弱めるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分洗い落してから使用する。 2 金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。 3 濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い落とす。 4 結核菌に対しては有効ではない。 |